

# 令和5年度 保育のしおり



カッキー



オリーブちゃん



じーちゃん

申請書受付 月～金曜日（祝日を除く）9時～12時、13時～17時

（12～13時も受付できますが待ち時間が長くなります）

求職活動は  
2次から

入園希望月	申請期間（先着順ではありません）	結果発送日（電話回答日）※3
4月（1次）※1	令和4年12月1日（木）～28日（水）	令和5年2月24日（金）
4月（2次）※2	令和5年1月4日（水）～2月28日（火）	令和5年3月20日（月）
5月	令和5年3月1日（水）～31日（金）	令和5年4月20日（木）
6月	令和5年4月3日（月）～28日（金）	令和5年5月22日（月）
7月	令和5年5月1日（月）～31日（水）	令和5年6月20日（火）
8月	令和5年6月1日（木）～30日（金）	令和5年7月20日（木）
9月	令和5年7月3日（月）～31日（月）	令和5年8月21日（月）
10月	令和5年8月1日（火）～31日（木）	令和5年9月20日（水）
11月	令和5年9月1日（金）～29日（金）	令和5年10月20日（金）
12月	令和5年10月2日（月）～31日（火）	令和5年11月20日（月）
1月	令和5年11月1日（水）～30日（木）	令和5年12月20日（水）
2月	令和5年12月1日（金）～28日（木）	令和6年1月22日（月）
3月	令和5年12月1日（金）～28日（木）	令和6年1月31日（水）

※1 4月入所は1次受付分を選考後、2次受付分を選考します。

※2 4月入所で保育を必要とする事由が「求職活動」の場合は、2次受付から申込みができます。

※3 電話で結果を確認したい場合は、結果発送日以降にお問い合わせください。

ただし、町外施設を希望している場合、当該市町村を経由しての決定となるため、

結果についてお答えできるのは、入所希望月の前月末ごろです。あらかじめご了承ください。

！注意！

□ すべての書類を揃えてご提出ください。（P11 参照）

提出できない書類がある場合は、受付ができないことや入所に際して不利になることがあります。

## 【お問い合わせ】

長与町役場こども政策課 保育所担当  
〒851-2185 長与町嬉里郷 659 番地 1  
Tel 095-801-5886（直通）  
095-883-1111（代表）

よくある質問  
はコチラ↓



様式 DL はコチラ↓



毎月 15 日すぎ更新  
空き状況はコチラ↓



# 1. 利用の流れ

## 施設の見学 P9 参照

原則として、園庭開放日にご見学ください。施設によっては予約が必要な場合があります。保育方針や設備、雰囲気などは保育施設によってさまざまな特色があります。実際に自分の目で見て、希望の保育施設を選択してください。雨天時や緊急の場合も想定した自宅・職場からの送迎ルートや移動手段、移動にかかる時間もご確認ください。ならし保育や保育料以外にかかる費用なども事前に確認してください。

## 入所の申込み

必要書類すべてを揃えて申請期間内にお申込みください。証明書によっては発行に時間がかかることがありますので、余裕をもって準備してください。

## 教育・保育給付認定

子どもの年齢、保育の必要とする事由や就労時間などに応じて認定を行い、利用できる時間を決定します。

2号認定：満3歳以上で保育を必要とする事由に該当する方

3号認定：満3歳未満で保育を必要とする事由に該当する方

## 利用調整

長与町の基準に基づき、保育の必要性の高い方から施設を決定します。申込みの先着順ではありません。

通知書の送付 表紙の結果発送日に郵送で送付します。

## 入所が決まった場合

決定した施設に連絡し、入所の手続きを行ってください。入所日は毎月1日です。

## 現況届(6月ごろ)

保育を必要とする事由や世帯員の状況を確認します。証明書などをあらかじめ取得いただき、ご提出いただくことで継続して利用ができます。

## 保育料の見直し(9月ごろ)

当年度の税額で計算した保育料についてお知らせをします。保育料が無償化になるのは、3歳を迎えた誕生日の翌年4月分からです。

## 入所保留となった場合

「保育所等利用調整結果通知書(利用保留通知)」が届きます。利用を希望する期間は、その年度中に限り、翌月以降も入所の選考を行います。保留通知が届くのは初回のみです。

※保留通知が必要となった場合、翌月以降の選考が不要な場合は、ご連絡ください。

※希望施設や、申請内容の変更は手続きが必要です。(例:求職活動⇔就労、世帯員の転出入)

※利用保留期間が長いことで優先されることはありません。また、待機になった場合の順位はお問い合わせいただいても回答できません。

## Q. 現況届って何のためにおこなっているのですか？

A. 法律で年に1度は保育を必要とする事由を確認することが定められています。長与町では、毎年6月を目安に施設を通じて提出いただいています。申込みの状況と変わっている場合や、就労の実績などを確認できない場合は、退所になることもあります。必要書類を揃えた状態で、締切日までに必ずご提出ください。なお、就労などの実績を確認するため、証明書は6月1日時点のものを取得いただきます。あらかじめご了承ください。

## 2. 保育の利用申込みができる方

次のいずれも満たす方が対象です。必要書類については最終ページをご覧ください。

- 町内在住者または父・母いずれかが町内に勤務先がある方
- 保護者いずれもが「保育を必要とする事由」に該当する方

保育を必要とする事由	事由の内容	在園できる期間	利用できる時間
求職活動	就労する意志があり、求職活動に専念している場合	入所希望月から 3か月	保育短時間 (最大8時間)
就労 (自営業、就労予定を含む)	1か月64時間(目安として1日4時間 かつ週4日)以上働いており、1時間あたり賃金が長崎県最低賃金相当 ※1	就労の期間	
	1か月120時間(目安として1日6時間 かつ週5日)以上働いており、1時間あたり賃金が長崎県最低賃金相当 ※1	就労の期間	
妊娠・出産	母親が出産の前後である場合	出産予定日を含む、 産前産後6か月	保育標準時間 (最大11時間) または 保育短時間 (最大8時間)
疾病・障害	保護者の心身に病気や障害がある場合 または入院加療が必要である場合	必要がなくなるまで	
介護・看護	同居親族または長期入院している親族の 介護・看護が常時必要である場合	必要がなくなるまで	
災害復旧	地震・火災・風水害等の災害復旧にあ っている場合	復旧が終了するまで	
就学	学校や就労を目的とした職業訓練校な どに就学している場合	在学期間中	
虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合	必要と認められる期 間	

※1 例えばR4.4月の収入が6万円、就労時間が64時間の場合は  
1時間あたりの賃金937円で長崎県最低賃金853円(R4.10.8～)を上回るため「就労」として認定でき  
ます。

## 3. 利用できる時間

保育標準時間で認定を受けた場合

7:00	開所時間	18:00	19:00
保育標準時間(11時間)			延長 保育

保育短時間で認定を受けた場合

7:00	8:00	開所時間	16:00	19:00
延長 保育	保育短時間(8時間)			延長 保育

※ あやめ幼稚園は標準時間が「7:30～18:30」、短時間が「8:30～16:30」です。

※ 延長保育の利用については、各施設で料金を定めています。(P9参照)

## 4. 費用について

### 0歳児～2歳児クラスについて

月額保育料がかかります。途中でお誕生日を迎えても、その年度中は同じクラスに在籍します。教材費や行事費が施設によってかかることがあります。

クラス	生年月日	費用
0歳児クラス	令和4年4月2日～	保育料
1歳児クラス	令和3年4月2日～令和4年4月1日	教材費
2歳児クラス	令和2年4月2日～令和3年4月1日	行事費など



8月に3歳のお誕生日を迎えても翌年3月までは保育料がかかるよ

### 3～5歳児クラスについて

3歳のお誕生日を迎えた翌年4月から無償化により保育料は0円となります。給食費（副食費）は実費負担となります。費用は施設によって異なります。教材費や行事費が施設によってかかることがあります。

クラス	生年月日	費用
3歳児クラス	平成31年4月2日～令和2年4月1日	給食費（副食費）
4歳児クラス	平成30年4月2日～平成31年4月1日	教材費
5歳児クラス	平成29年4月2日～平成30年4月1日	行事費など

保育料が無償化で0円になってもかかる費用があるよ



### 保育料の支払について

利用施設	認可保育園	認定こども園
通知方法	入所が決定した場合は町より保育料決定通知書にてお知らせします。	
支払先	長与町	各施設
支払方法	口座振替	各施設にご確認ください。
支払時期	毎月28日（再振替日 翌月15日） ※ 金融機関休業日の場合は翌営業日	
手続き	口座振替依頼書をご提出ください。	

口座振替ができなかった場合、納付書を送付しますので期日までに確実に納付ください。

保育料や副食費の滞納が発生した場合、児童手当からの徴収を実施しますので、あらかじめご了承ください。

### 保育料の負担軽減について

(1) 第4階層①以下に該当する世帯の場合、ひとり親家庭等の場合で第4階層②以下に該当する世帯  
第1子の年齢・認定の有無などにかかわらず、2人目は半額、3人目以降は無料となります。

#### (2) 子どもが2人以上いる場合

小学校就学前の範囲において、教育・保育給付認定を受けて認可保育所等の対象となる施設を同時に利用する最年長のお子さんから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。



1人目のお子さんが3歳の誕生日を迎えて、1号認定か新1号認定を受けた場合は、その翌月から2人目のお子さんの保育料は半額となるよ。

対象となる施設	対象とならない施設
保育所・認定こども園	企業主導型以外の認可外保育施設 (幼稚園の年少クラスなど)
特別支援学校幼稚部	
障害児通所支援施設	
医療型児童発達支援施設	
企業主導型認可外保育施設	

## 保育料の算定方法について

保育料	税額の対象年度	算定基準
令和5年4月～令和5年8月分	令和4年度（令和3年中の収入）	保護者の町民税所得割額 ※住宅ローンや寄付金の税額控除などは適用外
令和5年9月～令和6年3月分	令和5年度（令和4年中の収入）	

保護者（父母など）の町民税 所得割額の合算額によって、下記の表のとおり算定します。

調整控除を除く税額控除（ふるさと納税などの寄付金控除や住宅ローン控除）は保育料の算定においては適用となりません。

階層区分	定義	標準時間			短時間		
		国基準	長与町		国基準	長与町	
		第1子	第1子	第2子	第1子	第1子	第2子
第1	生活保護法による被保護世帯	0	0	0	0	0	0
第2	町民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
	ひとり親家庭等	0	0	0	0	0	0
第3	町民税所得割額 48,600円 未満	19,500	15,800	7,900	19,300	14,200	7,100
	ひとり親家庭等	9,000	7,400	0	9,000	6,600	0
第4	①町民税所得割額 57,700円 未満	30,000	23,800	11,900	29,600	21,400	10,700
	ひとり親家庭等	9,000	9,000	0	9,000	9,000	0
	②町民税所得割額 77,101円 未満	30,000	23,800	11,900	29,600	21,400	10,700
	ひとり親家庭等	9,000	9,000	0	9,000	9,000	0
第5	町民税所得割額 169,000円 未満	44,500	41,000	20,500	43,900	36,900	18,400
第6	町民税所得割額 301,000円 未満	61,000	54,000	27,000	60,100	48,600	24,300
第7	町民税所得割額 397,000円 未満	80,000	60,000	30,000	78,800	54,000	27,000
第8	町民税所得割額 397,000円 以上	104,000	68,000	34,000	102,400	61,200	30,600

- ・保護者（父母など）ともに収入がない場合または非課税の場合、世帯分離に関係なく同住所地にお住まいの方のうち、収入が高い方の町民税所得割額を基に算定します。
- ・転入した方、未申告の方などで収入や税額の確認ができない場合、資料の提出を求めることがあります。また、自己都合により期限までに提出ができない場合は、最高額で決定します。変更は翌月以降しかできませんので、必ず期限内にご提出ください。
- ・毎年9月に保育料の見直しを行うため、年度の途中で保育料が変更となることがあります。

毎年6月ごろに勤め先や役場から届く『町民税・県民税税額決定通知書』を見て計算できるよ。詳しい計算方法については、ホームページにも掲載しているので見てみてね。個人情報なのでお電話ではお答えできないけれど、『町民税・県民税税額決定通知書』を持参してもらえれば、こども政策課の窓口で保育料を確認することもできるよ。



保育料について↓



## 5. 利用に関する留意事項 ご家庭でよくお読みください。

### 利用申込みについて

- 利用申込み前に必ずお子さんと一緒に見学に行き、十分に検討のうえ、利用する意思のある施設を記入してください。原則、利用が決定した後の辞退や当該年度の転園はできません。
- 利用申込み後、転勤などによりやむを得ず利用辞退が必要となった場合には、すぐにこども政策課までご連絡ください。できるだけ早い時期に辞退していただくことにより、待機されている方をご案内することができます。貴重な利用枠ですので、ご協力をお願いします。
- 保育の必要性が認められていても、希望施設の受入可能人数を超過している場合は、希望する施設いずれも利用できず利用保留となることがあります。
- 利用保留となった場合は、利用申込みの取り下げをされない限り、給付認定の有効期間内に限り当年度末までは継続して毎月利用調整を行いますので、改めて利用申込みをする必要はありません。  
※ 利用の決定がされないまま給付認定期間が終了した後、引き続き保育所等の利用を希望される場合は、改めて利用申込みが必要です。
- 利用申込みをするお子さんのょうだいに保育料の滞納がある方は、必ず支払いを済ませてください。
- 障害がある、医療的配慮を必要とするお子さんなど、特別な支援が必要な場合には、利用申込みの前にこども政策課までご相談ください。

### 育児休業後の復職予定での申込みについて

(ここでの育児休業とは「育児・介護休業法」に基づくものを指します。)

- 育児休業期間中は、保育を必要とする事由にあたらなため、育児休業対象児童の保育所等の利用申込みはできません。復職する月から、利用申込みができます。
- 育児休業から復職予定で利用申込みをされ、施設の利用が決定された方は、入所月中に復職することが条件となります。(例：4月1日入所の場合は、4月30日までに復職)  
復職されたことの確認のため、入所月の翌月末までに復職証明書をご提出いただきます。(例：4月1日入所の場合は、5月31日までに提出) 復職証明書は、復職後に雇用主(事業主)に記入を依頼してください。
- 育児休業中または育児休業終了後に勤務先を退職(転職含む)した場合や、育児休業を取得した勤務先に復職したことの確認ができない場合は、退所となる場合があります。

### 育児休業中の継続入所について

- 就労で入所決定した方は、すでに保育施設を利用中のお子さんについて、育児休業を取得する場合は、下に生まれたお子さんが1歳に達する前の月まで保育施設の利用を継続できます。その場合、育児休業証明書の提出が必要です。当該期間を超える場合は、退所となります。(下のお子さんについて、認可保育所などの入所申込みをしたにもかかわらず、保育施設へ入所できなかった場合を除く)  
※育児休業期間中は基本的に家庭で保育ができる状態ですが、お子さんの環境の変化を防ぎ、継続的な保育の提供を行う観点から、すでに保育施設を利用しており、かつ育児休業終了後に職場復帰されることを前提として、保育の必要性が認められています。
- 令和5年4月より、出産日から8週目を経過する日の月末までに限り、両親ともに産後休業、育児休業を取得する場合も保育施設の利用を継続することができます。当該期間を超える場合は、退所となります。  
(例) 母：出産後1年間産後休業、育児休業 / 父：出産後8週間育児休業
  - ・ 出産後8週目を迎える日が4月20日の場合、父は5月1日までに復職
  - ・ 父の就労証明書(育児休業の記載必須)の提出が必要です。また、父の復職日から1か月以内に父の復職証明書もご提出ください。

## 長与町外の保育所等の利用について

- 長与町外の施設を希望する場合、申込みの要件が市区町村によって異なりますので、まずは申込みできる条件に該当するか、事前に希望施設のある市区町村へご確認ください。また必要書類についても事前に希望施設のある市区町村へご確認ください。必要書類が揃いましたら、希望施設のある市区町村の申込締切日までに長与町へ書類をご提出ください。長与町を経由して、希望施設のある市区町村へ申込みをします。
- 施設入所の利用調整は希望施設のある市区町村で行います。当該市区町村在住の方が優先となりますので、申込みや施設の状況によっては入所できないこともあります。ご了承ください。
- 入所期間は当該年度末または利用の有効期間までとなります。利用要件に該当し、次年度も継続して利用希望される場合は、次年度の利用申請受付期間に改めて利用申請をする必要があります。利用調整の結果、継続して利用できない場合もありますのでご了承ください。

## 利用期間について

- 保育所等を利用できる期間は、「利用決定通知書」の利用期間内となります。利用期間が終了した場合は、退所となります。
- 利用期間内で保育所等を利用中の方でも、保育の必要性の事由に該当しなくなった場合は退所となります。
- 次の場合のように、保育を必要とする事由の変更があり、利用期間を延長する必要がある場合は、当初の入所の目的が達成されたことになるため、変更ではなく、新規で入所の申込み（利用調整）が必要です。

	入所決定時		変更後
1	妊娠・出産、疾病・障害、介護・看護、災害復旧、虐待・DV	→	他の全ての事由
2	求職活動、就学	→	就労以外の全ての事由
3	就労→妊娠・出産（変更）→育児休業（変更）→就労（※復職のみ）の一連の流れにならない場合		

## 転園について

- 年度初め（4月入所）の利用に限り、申込みすることが可能です。  
※ 転園が決定した場合は元の施設に戻ることはできません。また育児休業中の転園はできません。
- 年度途中に、他保育所等に転園することは原則認められません。

## 長期欠席について

- 2か月を超えて欠席する場合は退所となり、退所届の提出が必要です。  
※里帰り出産なども含む（休園はできません。）
- 2か月を超えない場合の欠席でも、在籍している期間は保育料がかかります。

## 退所について

- 退職した場合など、家庭でお子さんの保育が可能になり「保育の必要性」がなくなった場合や、町外に転出し、町外の施設へ通う場合は、退所となります。
- 町外に転出した後も同じ施設への通園を希望する場合、転出年度末までは継続して通園することができます。ただし、長与町役場へは退所届の提出が必要です。また、転出先の市区町村で改めて利用の申込みが必要ですので、転出先の市町村へあらかじめご相談ください。
- 退所予定月の前月20日までに、退所届をこども政策課まで提出してください。

## 入所に際して

- 施設を利用する上で、登園管理の徹底を行っております。欠席・遅刻される場合などは、利用する施設へ必ずご連絡ください。

## 6. こんなときは必ず届け出てください

主な変更内容	提出書類
長与町内で転居した	給付認定内容変更届
離婚や婚姻により世帯構成に変化があった	
保育施設の利用をやめる	退所届
長与町外に転出する ※長与町外に転出後も長与町内の保育施設の利用を継続したい場合は、転出先の市区町村で利用の申込みが必要です。	
2か月を超えて欠席する場合	
退職し、求職活動を行う	給付認定変更申請書、お手持ちの支給認定証、入所申立書、求職活動をしていることを証明できる書類（ハローワークの登録証など）
勤務先や勤務時間が変わった	就労証明書
妊娠や出産により産休に入る	給付認定変更申請書、お手持ちの支給認定証、母子手帳の写し（表紙と分娩予定日が確認できる箇所）
就労で入所決定し、すでに保育施設を利用しているお子さんについて、育児休業を取得する場合に、保育施設の利用を継続したいとき	給付認定変更申請書、お手持ちの支給認定証、育児休業証明書
育児休業が終了し仕事に復帰する	給付認定変更申請書、お手持ちの支給認定証、就労証明書
修正・更正・還付申告により税額が変更になった	こども政策課までご連絡ください
長与町外に居住していた方で、その市町村で課税された市町村民税額に変更があった	該当市町村が発行する住民税課税証明書（控除内容の記載があるもの）
生活保護の開始・廃止が生じた	生活保護の開始・廃止決定通知書
児童や同居者が障害・療育手帳を取得した	障害者（療育）手帳の写し
その他申請内容に変更があったとき	給付認定変更申請書、お手持ちの支給認定証 その他変更内容が分かる書類

### 手続きの締切日

利用中の方：給付認定等の変更を必要とする開始月の前月20日まで

申込中の方：利用を希望する月の前々月末まで

※ 締切日が土日祝日の場合は直前の平日

たとえば…



短時間認定を受けていて、就労時間が長くなった場合、  
20日までに手続きをすれば、翌月から標準時間へ変更できるよ♪  
20日を過ぎて手続きすると、翌々月からの変更になって、  
翌月の延長保育料は実費になるので、気を付けてね！



## 7. 一時的な預かり事業や子育て支援センターについて

### ○一時預かり事業（対象年齢満1歳～）

保育施設を利用していないご家庭で、一時的に保育が必要なお子さんを保育施設でお預かりしています。事前に利用登録が必要です。利用登録できる施設は1か所です。複数施設で利用登録することはできません。

【実施施設】高田保育所（☎856-2333）※長与町役場こども政策課へお申込みください。

堂崎の里ひかり保育園（☎883-8855）

おおとり保育園（☎883-7747）

上長与こども園（☎883-4035）

※各施設に直接お申込みください。

【1日の利用料】満1歳～2歳児クラス：2,200円（別途食費300円）

3歳児クラス以上：1,200円（別途食費300円）

※上長与こども園ご利用の場合は、園にお尋ねください。

※高田保育所をご利用の場合は、生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯であってひとり親家庭または在宅障害児（者）がいる世帯は、利用料が無料となります。（食費は別途300円）

【ひと月の利用上限】12日間まで

### ○病児保育

乳幼児のお子さんが病気の回復期または病気のため集団保育が困難であり、家庭で保育できない場合（就労・疾病・出産など）にお子さんを一時的にお預かりします。

【対象】保育園・小学校などに通っていて長与町に住所がある、

生後3か月から小学校3年生（ひなみっこは小学校前）までの子ども

【利用料】2,000円（給食費は別途500円）

※市町村民税所得割課税額が48,600円未満の世帯は1,000円（給食費は別途500円）

【実施施設】ひなたぼっこ（おひさまこどもクリニック横）☎800-7232

Hinamicco（ひなみこどもクリニック2階）☎801-3063

病児保育について↓



### ○ファミリーサポートセンター

お子さんのお世話を一時的に有料でおこなう住民参加型のたすけあい活動です。子育てのお手伝いをしてほしい方（利用会員）と、お手伝いをしていただける方（協力会員）がそれぞれファミリーサポートセンターの会員になり、センターは会員さん同士の仲介をおこなっています。利用の際は事前登録が必要です。

【対象】生後3か月～小学校6年生以下のお子さん

【利用料】

通常（7:00～19:00）	1時間あたり 700円
上記以外（早朝・夜間）	1時間あたり 800円
土・日・祝日 年末年始（12/29～1/3）	1時間あたり 900円

ファミリーサポートセンターについて↓



【お問い合わせ】長与町ファミリーサポートセンター（長与町役場こども政策課内） ☎080-7801-7592

### ○子育て支援センター（おひさまひろば・児童館）

0歳から未就学のお子様とその保護者の方が、無料で気軽に遊びにすることができます。お子様と一緒におもちゃで遊んだり、同じ子育て中のママやパパとおしゃべりしたり、親子で楽しめる場所です。定期的にイベントも実施していますので、ぜひお越しください。詳しくはホームページをご覧ください。

長与 おひさまひろば 検索

長与 児童館 検索

## 8. 長与町の保育施設について

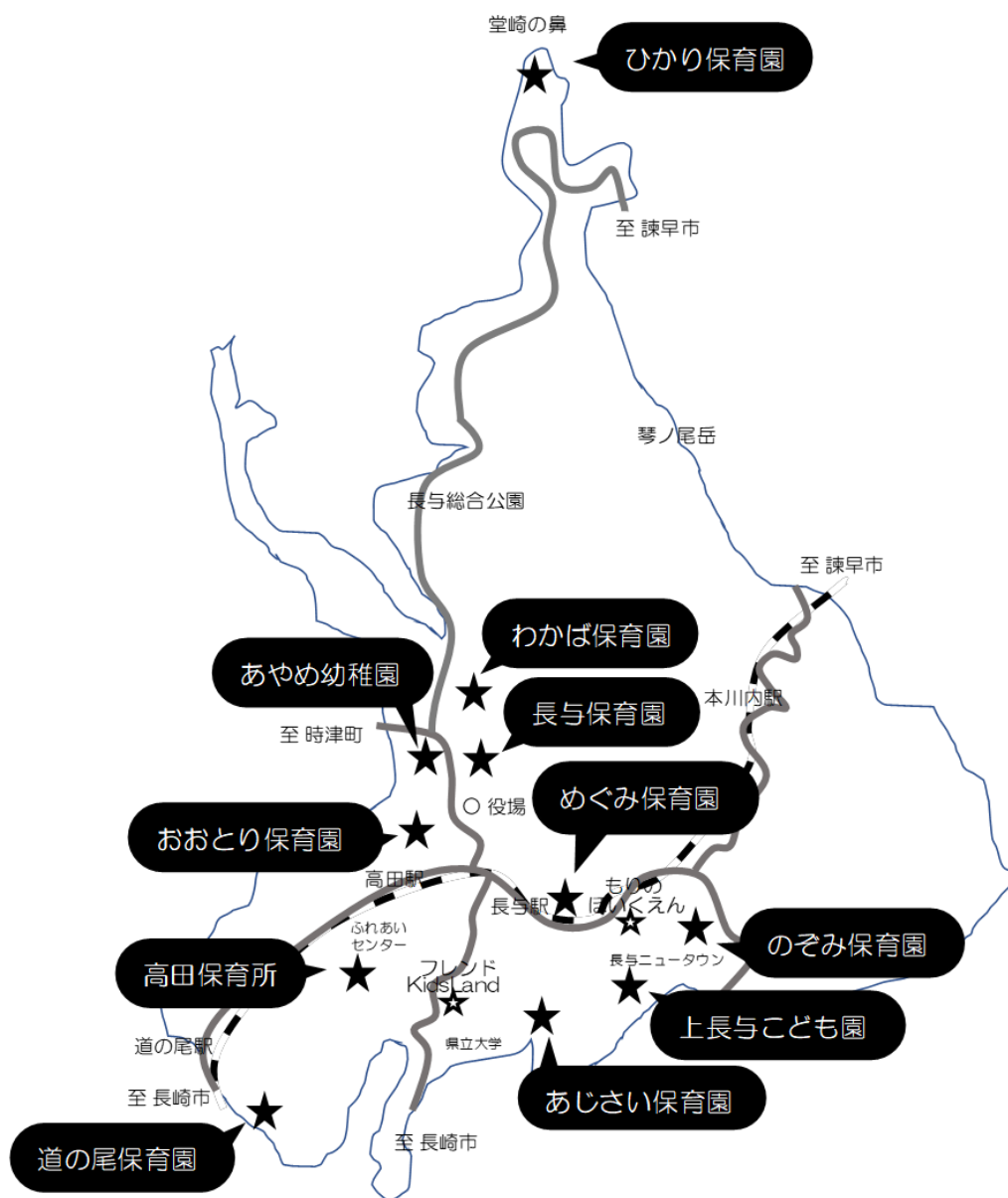
### ○認可保育施設

	施設名	所在地及び連絡先	定員	開始月	園庭開放日	延長保育の時間及び料金
公立	高田保育所	高田郷 2047 番地 3 ☎856-2333	90	満 3 ヶ月	水曜日 10:00～11:30 ※見学は 9:45～	7 時～8 時, 16 時～19 時 短時間のみ 200 円/1h
	長与保育園	嬉里郷 675 番地 ☎883-2538	150	満 5 ヶ月	第 1、3 土曜日 10:00～11:00	
めぐみ保育園	吉無田郷 2030 番地 10 ☎883-3466	160	満 5 ヶ月	第 2、4 土曜日 10:00～11:00 ※見学は前日までに要TEL		
のぞみ保育園	三根郷 53 番地 100 ☎883-1040	70	満 5 ヶ月	土曜日 10:00～11:00 ※見学は要TEL		
わかば保育園	嬉里郷 1142 番地 1 ☎883-4906	160	満 5 ヶ月	土曜日 10:00～11:00 ※見学は前日までに要TEL		
私立	道の尾保育園	高田郷 83 番地 5 ☎856-0970	120	満 5 ヶ月	第 2、4 土曜日 10:00～11:00	16 時～19 時 短時間のみ 200 円/1h
	あじさい 保育園	吉無田郷 1221 番地 155 ☎883-8853	90	満 3 ヶ月	第 1、3 土曜日 10:00～11:00 ※コロナ期間中は 前日までに要TEL	
	堂崎の里 ひかり保育園	岡郷 3049 番地 39 ☎883-8855	53	満 3 ヶ月	水曜日 10:00～11:30 ※見学は前日までに要TEL	短時間 16～18 時 200 円/1h 標準時間 18～19 時 200 円/1h
	おおとり 保育園	北陽台 1 丁目 3 番地 1 ☎883-7747	80	満 5 ヶ月	園へお尋ね ください	短時間 7～8 時,16～19 時 300 円/ 1h 標準時間 18～19 時 200 円/1h
	上長与 こども園	吉無田郷 1489 番地 94 ☎883-4035	90	満 6 ヶ月	月～金曜日 10:00～16:30 ※見学は 3 日前ま でに要TEL	短時間 7～8 時,16～19 時 標準時間 18～19 時 供に 450 円/ 1 日
	認定こども園 あやめ幼稚園	嬉里郷 855 番地 ☎883-2647	60	満 6 ヶ月	火・木・金曜日 10:30～11:30 ※見学は前日までに要TEL	短時間 7 時半～8 時半 3 号 400 円/回 2 号 200 円/回 16 時半～18 時半 3 号 200 円/30 分 2 号 100 円/30 分

## ○認可外保育施設

県の認可を受けていない保育を行う施設です。各施設へ直接お申込みください。

施設名など	所在地	電話番号	対象年齢
フレンド Kids Land	高田郷 940 番地	883-6550	6 か月以上～幼稚園就園前（フレンド幼稚園入園が前提）
もりのほいくえん （企業主導型保育所）	吉無田郷 1578 番地	887-3600	5 か月以上児～2 歳 （要望に応じて小学校就学前まで可）
キッズライン 徳永 （ベビーシッター）	嬉里郷 866 番地	(070) 5302-2008	キッズラインのホームページ（ <a href="https://kidsline.me/">https://kidsline.me/</a> ） またはお電話でお尋ねください。



### Q. 見学はいつ行ったらいいですか？

A. 原則、園庭開放日です。予約が必要な施設もあります。

### Q. 公立と私立で違いはありますか？

A. 運営主体が異なります。保育料の差はありません。

施設を選ぶ際には、公立・私立の違いよりも、各園の保育方針などを参考になさってください。

### Q. 認可と認可外の違いは何ですか？

A. 認可保育施設は国基準を満たしており、保育料は長与町が定めています。国基準は満たしていませんが厚生労働省指針に基づく保育環境が整備されていて、保育料は施設で定めているのが認可外保育施設です。

## 9. 必要書類について

全員	<input type="checkbox"/>	給付認定申請書（子1人につき1枚）		
	<input type="checkbox"/>	申請者のマイナンバーカードまたはマイナンバーが記載されているもの※1と本人確認書類※2		
	<input type="checkbox"/>	健康状況調査票		
	<input type="checkbox"/>	保育を必要とすることを証する書類（保護者および18歳以上65歳未満の同居者につき1枚ずつ）		
	<input type="checkbox"/>	求職活動	入所申立書、ハローワーク登録証の写し	
	<input type="checkbox"/>	就労	就労証明書（勤務先で証明してもらうこと）	
	<input type="checkbox"/>	就労（自営）	就労申立書、開業届または確定申告書の写し	
	<input type="checkbox"/>	妊娠・出産	母子手帳の写し（表紙と出産予定日が確認できる箇所）	
	<input type="checkbox"/>	保護者の疾病・障害	診断書または障害者（療育）手帳の写し※3	
	<input type="checkbox"/>	介護・看護	介護・看護申立書、スケジュール申告書	
該当者のみ	<input type="checkbox"/>	保育料口座登録のない方	<input type="checkbox"/> 座振替納付依頼書	
	<input type="checkbox"/>	ひとり親の方	児童扶養手当証書または戸籍謄本	
	<input type="checkbox"/>	世帯内に障害のある方がいる場合	障害者手帳または特別児童扶養手当証書の写し	
	<input type="checkbox"/>	その他	必要に応じて書類の提出を求められることがあります。	
	<input type="checkbox"/>	災害復旧	り災害証明書	

※1 通知カードまたは住民票の写し

※2 顔写真付身分証明書1点（運転免許証、パスポートなど）

または身分証明書2点（健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、官公署発行の書類など）

※3 障害者手帳で保育の必要性が確認できない場合は、診断書の提出が必要となる場合があります。

### 【自営業または事業専従者の方】

- 自営業を開始したばかりの方や個人事業主に雇われている方で、長崎県の最低賃金価格基準（R4.10.8～1時間 853円）を満たしているか確認ができない場合、入所月を含め3か月以内に収入実績の分かる書類の提出を求められることがあります。

### 【求職活動で申し込む方】

- 入所希望月から3か月以内に就労を開始して就労証明書を提出することで、施設を継続して利用することができます。
- 入所希望月から3か月以内に入所が決定しない場合は、再度申込みが必要となります。

※参考 4月1日の満年齢でクラスが決まります。誕生日を迎えても年度中はそのクラスに在籍します。

クラス	生年月日	クラス	
0歳児	令和4年4月2日～	3歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日
1歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日	4歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日
2歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日	5歳児	平成29年4月2日～平成30年4月1日



ミックンの絵本も  
ぜひ読んでね♪



ホームページ



LINE

長与町の子育て情報をたくさん掲載しています！  
左のQRコードから、ぜひご覧ください！



いいな・まこせんせい